

十月十五日迄に退職を申出た方に対しは九月二日諸君に発表したと同率の退職給與金、震災手当及整理手当を支給致します。右に依り退職された方、同時に再採用を願出た方は退職當時の日給額と初任給との差額の二割を初任給に加へた日給額を採用致します。此の日給額の算出方法以外の點については九月二日発表した更改採用と同一の方法に依るものありまして電車女子車掌、日給壹圓貳拾五銭未満の男子技工、日給壹圓未満の普通職員(男子技工を除く)、運輸補助手の方には適用致しません。

従つて諸君は九月十日以前と同様の状態を現在まで持續したことになる譯ありません。茲に私は諸君平素の熱烈なる愛着心を感謝し今後益々職務に精勵せられ中正穩健の如様を堅持せられんことを切望する次第であります。

別記(四)

昭和九年十月八日

東京市電気局長 山下又三郎

通告 (罷業参加の分)

先般諸君に發表致しました當局の財政建直し案に就きましては今後の裁制順序要員會の決定を尊重して左記の通り実施することを致しました。諸君も慎重に諸般の情勢を考慮し、輕率妄動を慎み進退を誤らぬやう充分自重せられんことを切望致します。

記

一、給與二割減額
 本給、諸手当、賞金を合せた總額を二割を減ずるのであります。減額の歩合は諸君の日給額の高低に依つて差等をつけるのであります。従つて一番高給の人がその割合も一番大きくて約三割減になり、次から給料の少くなるに従つてその割合も順次に減じ、初任給の人は少しも減額されぬことになつて居ります。

一、希望退職者に整理手当を支給し、特に更改給を以つて採用す。昭和六年十一月末日以前から在職する東條の方、現在一圓八十五銭以上の日給を食く非東條の方、十月十五日迄に退職を申出た方、これらの方に対しては九月二日諸君に発表したと同率の退職給與金、震災手当及整理手当を支給致します。